

第 11 回 組織風土改革のための有識者会議 議事要旨

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 15 日 (火) 9 : 00 ~ 11 : 51
- 2 場 所 神戸市役所 3 号館 8 階 教育委員会室
- 3 出席委員 神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授 ◎山下 晃一
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 ○川上 泰彦
兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授 上田 真弓
甲南女子大学人間科学部心理学科教授 黒澤 良輔
岡山大学大学院社会文化科学研究科教授 塚本 千秋
弁護士 (神戸京橋法律事務所所長) 林 晃史
弁護士 (野口法律事務所) 福田 和美
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員 善積 康子
- ※ ◎は座長、○は座長職務代理者

4 会議内容

(1) 垂水区中学生自死事案に係る不適切な対応に関係した教職員の処分に関する説明及び質疑

事務局より 1 月 11 日に行われた垂水区中学生自死事案に係る不適切な対応に関係した教職員の処分に関して説明を行い、その後質疑を行った。

- ・ 今回の件は、10 月 11 日の生徒からの聴き取りがカウンセリングという取り扱いであまり重要でないと認識されていたということだが、今回の事件の教訓として、いじめやその疑いがあるような事実が出てきたら、聴き取りの内容を丁寧に証拠化して、遺族にも情報開示することを徹底する必要があることを報告書に明記すべきだと思う。
- ・ 神戸市教育委員会の組織が大きく、課も多くて、縦割りの印象が非常に強い。今回の件も、初動期の段階でメモの内容が大したことがないだろうと推測して動いていることに、組織の緩さを感じる。悪意があって隠蔽したわけではなく、いじめはだめだし、ガイドラインを守ろうという意識はあるが、決して遺族にとって納得できる聴き取りや初動期の調査がされていない。そういう組織は絶対に良くない。そのような組織の構造的なことに踏み込んでいくべきではないか。
- ・ 神戸市の規模だと、一定縦割りでないと回らない面もある。いじめ防止対策推進法の趣旨の不徹底の方が言いやすいのではないか。
- ・ 教育委員会全体として、今、神戸の教育のブランドが崩れかけているという問題の大きさに対する認識が弱いのではないか。
- ・ 法の趣旨だけを徹底しても、セクショナリズムなどの意識によって、途中で吸収されてしまいやすいのではないか。
- ・ 中間とりまとめの内容を再検討する際にはどうするか検討していきたい。

(2) 報告書の提出の仕方について

- ・前回の会議後、各委員に「教職員による不祥事の要因の分析及び不祥事の根絶に向けた再発防止策」に関する報告書の提出の仕方について意見を求めていたが、「中間とりまとめ その2」として、次回の会議で内容を確定させて、その後に報告書として提出することに決定した。

(3) 委員による意見交換

- ・学校組織や教職員の職務の特殊性がある中で、人事や研修制度の話を知ると、学校と事務局のコミュニケーションが希薄で、各学校の独立感が強い印象がある。その結果、不祥事防止に向けた研修が各学校レベルでの企画にとどまって、外部の感覚が入りにくくなっているなど、学校にとっての当たり前が本当に当たり前なのかを確認する機会を逃しているのではないかと。
- ・現在、国の働き方改革の特別部会がガイドラインを出すということでパブリックコメントをしている。ガイドラインでは、教員の時間外勤務の上限を月 45 時間以内としていて、数年後には各自治体が条例等を制定してそれを守るような形を作ろうとしている。これは非常に高いハードルであり、今後、校長のマネジメントが問われることになる。
- ・教員の仕事への考え方や姿勢、仕事の仕方や重点の置き方をはじめ、部活のコントロールの仕方、外部の人の取り入れ方、組織の融和、事務職員の活用など、学校には改善の余地がたくさんある。校長は、学校運営にもっと関わっていかねばならない。現状としては、校長会の運営や人事などに時間を取られすぎている印象がある。教職員の人事異動などは教育委員会に任せて、長期的な育成の観点から配置を考えていくべきではないかと。

(4) 次回以降に向けて

- ・本日の各委員の意見を踏まえ、事務局で内容を整理し直し、次回の会議はそれをもとに議論を行う。
- ・今後の報告書の提出の仕方について、最終的な報告書は再調査委員会の調査結果にもとづき、9月に提出した「中間とりまとめ」の内容を再検討した後に、提出することを決定した。